令和６年度大牟田市広告入りおくやみハンドブックに係る寄贈希望者募集要領

この要領は、大牟田市広告入りおくやみハンドブックの寄贈に関する要綱（令和５年１０月１０日施行。以下「寄贈に関する要綱」という。）に基づき、大牟田市が配布する広告入りおくやみハンドブック（以下「おくやみハンドブック」という。）の寄贈を希望する者（以下「寄贈希望者」という。）を公募するに当たり、募集の取扱い等に関し必要な事項を定めます。

１　寄贈希望者の応募資格

次の要件を満たし、おくやみハンドブックの寄贈が可能な者とします。

（１）地方自治法施行令の欠格事項（第１６７条の４）に該当しない者

（２）市税等を滞納していない者

（３）暴力団員でない者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない者（次のいずれにも該当しない者）

ア　事業主、法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者

イ　暴力団員が実質的に運営している者

ウ　暴力団員であることを知りながら当該暴力団員を雇用し、又は使用している者

エ　契約の相手方が暴力団員であることを知りながら、当該暴力団員と商取引に係る契約を締結している者

オ　法第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与している者

カ　暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している者

２　寄贈していただくもの

（１）おくやみハンドブック（冊子）

規格　　Ａ４判

配色　　全フルカラー

掲載内容　　①行政情報

・市役所での手続き一覧

・市役所での手続き内容

・おくやみコーナーの案内

・委任状

②市役所以外の手続き情報

・市役所以外での手続き一覧

・相続に関する情報など

※広告は全体の３分の１以下とすること

必要部数　　２，４００部程度

配布期間　　令和６年７月１日から令和７年６月３０日まで

（２）おくやみハンドブック（電子データ）

提供データ種別　　ＰＤＦデータ

内容　　冊子版と同様

３　納品方法

（１）冊子

納品場所　大牟田市役所 市民部市民生活課

納 品 数　２，４００部程度

納品期限　令和６年６月２５日（火）必着

（２）電子データ

電子メールにより納品

納品期限　令和６年６月２５日（火）必着

４　募集期間・応募方法

（１）募集期間

令和５年１０月１６日（月）から１１月８日（水）午後５時まで（必着）

（２）提出書類

(ア)広告入りおくやみハンドブック寄贈採納申込書（様式第１号）　１部

(イ)会社概要が分かる資料　正本１部、副本４部

(ウ)おくやみハンドブック見本　５部

(エ)提案書　正本１部、副本４部

～提案書に記載すべき事項～

・作製、納品の体制

・本市と寄贈希望者の役割分担

・スケジュール

・類似した業務実績

・問合せや苦情に対する対応

・作製にあたっての独自提案

(オ)登記事項証明書（法人の場合）　１部

（申請日前３ヶ月以内に発行のもの：コピー可）

(カ)身分証明書（個人の場合）　１部

（本籍地の市町村で申請日前３ヶ月以内に発行のもの：コピー可）

(キ)納税証明書（申請日前３ヶ月以内に発行のもの：コピー可）　１部

①国税の納税証明書（法人の場合：その３の３、個人の場合：その３の２）

②都道府県税の滞納のない証明書

（滞納の無い証明書を発行していない都道府県の場合は、直近１事業年度の納税証明書）

③市区町村税の滞納のない証明書

(ク)誓約書（様式第２号）　１部

(ケ)役員等名簿（様式第３号）　１部

（３）応募方法

提出書類を郵送又は持参により下記に提出してください。

〒836-8666　大牟田市有明町２丁目３番地

大牟田市市民部市民生活課広聴・相談担当

（電話）０９４４－４１－２６０１

（４）注意事項

（ア）寄贈希望者は、この募集要領、寄贈に関する要綱、大牟田市広告掲載要綱（平成１９年４月１日施行）及び大牟田市広告掲載基準（平成１９年４月１日施行）を熟読の上応募してください。

（イ）提出された書類等は返却しませんのでご了承ください。

5　寄贈希望者の決定方法

（１）広告入りおくやみハンドブック寄贈採納申込書を提出した者を対象に、寄贈に関する要綱第６条の規定に基づき決定します。

（２）審査経緯は公表しません。また審査結果に対する異議申し立ては受け付けませんので、ご了承ください。

（３）応募結果については、すべての申込み者に対し令和５年１２月１２日（火）までに文書で通知します。

6　協定書の締結

決定した寄贈希望者（以下「寄贈決定者」という。）は、当該決定に係る通知を受けた日の翌日から１４日以内に大牟田市と協定書を締結してください。

7　広告主及び広告内容の基準

（１）広告主及び広告内容の基準については、大牟田市広告掲載要綱及び大牟田市広告掲載基準に従ってください。

なお、個人の氏名や写真、販売期間などの期日が明示された広告は、掲載できません。

（２）寄贈決定者は、広告掲載内容審査申込書（様式第４号）を大牟田市に提出し、広告主及び広告内容について承認を受けてください。

（３）寄贈決定者は広告主に下記(ア)または(イ)の書類の提出を依頼し、令和６年５月８日（水）までに大牟田市に提出して下さい。

なお、下記提出書類に記載している商号又は名称と広告に掲載する支店、営業所、店舗など（以下「支店等」という）の名称が異なる場合、両者の関係がわかる書類の提出も依頼し、大牟田市に提出してください。

(ア) 大牟田市内に本店または支店等を有する事業者

・承諾書(様式第５号)

・役員等名簿及び照会承諾書(様式第６号)

(イ) (ア)に該当しない事業者

・広告に掲載する本店または支店等所在地の市区町村税の滞納のない証明書（令和６年１月１日以降に発行されたもの）

※本店または複数の支店等を掲載する場合、より大牟田市に近い本店または支店等所在地の市区町村が発行したもの

・役員等名簿及び照会承諾書(様式第６号)

8　おくやみハンドブックの作製

（１）広告主及び広告内容についての承認に当たり、広告内容等に修正・削除等が必要と判断した場合は、寄贈決定者を通じて広告主に修正・削除等を求めることがあります。

（２）寄贈決定者は広告主の応募がない場合も、自らの責任においておくやみハンドブックの作製を履行してください。

（３）校正は２回以上行ってください。

（４）寄贈決定者は、広告掲載の承認を受けて印刷・製本をする前に、市民生活課へ原稿を提出して確認を受けてください。

9　問い合わせ先

〒836-8666　大牟田市有明町２丁目３番地

大牟田市市民部市民生活課広聴・相談担当

（電話）０９４４－４１－２６０１　（ファックス）０９４４－４１－２６２１

（Ｅメールアドレス）e-shiminseikatu01@city.omuta.fukuoka.jp

様式第１号

広告入りおくやみハンドブック寄贈採納申込書

大牟田市が募集する大牟田市広告入りおくやみハンドブックの寄贈について、大牟田市広告掲載要綱、大牟田市広告掲載基準、大牟田市おくやみハンドブックの寄贈に関する要綱及び令和６年度大牟田市広告入りおくやみハンドブックに係る寄贈希望者募集要領を遵守のうえ、申し込みます。

寄贈希望者　住所又は所在地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

商号又は名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者職・氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電　話　番　号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

担当者職・氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

令和　　年　　月　　日

大牟田市長　　様

添付書類

・会社概要が分かる資料　　正本１部、副本４部
・おくやみハンドブック見本　　５部
・提案書　　正本１部、副本４部
・登記事項証明書（個人の場合は身分証明書）　　１部
・納税証明書　　１部
　①国税の納税証明書（法人の場合：その３の３、個人の場合：その３の２）
　②都道府県税の滞納のない証明書
　③市区町村税の滞納のない証明書
・誓約書（様式第２号）　　１部
・役員等名簿（様式第３号）　　１部

様式第２号

誓　約　書

令和　　年　　月　　日

大牟田市長　関　好孝　様
（市　民　生　活　課）

（届出者）　住所又は
所在地

商号又は名称

代表者職・氏名

私は、大牟田市が大牟田市暴力団排除条例に基づき、公共工事その他の市の事務又は事業により暴力団を利することがないように、暴力団員はもとより、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を入札、契約から排除していることを認識したうえで、大牟田市暴力団排除条例及び下記契約に係る暴力団の排除に係る各条項について説明を受け、これを了解し、下記事項について誓約いたします。

なお、これらの事項に反する場合、契約の解除等、貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

記

１　令和６年度大牟田市広告入りおくやみハンドブックに係る寄贈希望者募集要領（以下「募集要領」という。）１寄贈希望者の応募資格（３）のいずれにも該当しません。

２　募集要領の１寄贈希望者の応募資格（３）ア又はイに該当する事由の有無を警察に照会するため、役員名簿等を提出します。

※上記１の**募集要領中の１寄贈希望者の応募資格（３）の解釈の注意点**

（１）募集要領１寄贈希望者の応募資格（３）のウ及びエ関係

暴力団員である事実を知らずに、暴力団員を雇用している場合又は暴力的組織若しくは暴力団員である事実を知らず、その者と下請契約若しくは資材、原材料の購入契約等を締結した場合であっても、当該事実の判明後速やかに、解雇に係る手続や契約の解除など適切な是正措置を行わないときは、当該事実を知りながら行っているものとみなす。

（２）募集要領１寄贈希望者の応募資格（３）のカ関係

「社会的に非難される関係」とは、例えば暴力団員を自らが主催するパーティその他の会合に招待するような関係又は暴力団員が主催するパーティその他の会合に出席するような関係である。

様式第３号

役　員　等　名　簿

令和　　年　　月　　日

大牟田市長　関　好孝　殿
（ 市 民 生 活 課 ）

（届出者）　住所又は
所在地

商号又は名称

代表者職・氏名

当法人(団体)は、下記の役員名簿に相違ないことを誓約するとともに、当法人(団体)及びこの名簿に記載した者について、令和６年度大牟田市広告入りおくやみハンドブックに係る寄贈希望者募集要領の１寄贈希望者の応募資格（３）の確認のため、暴力団又はその構成員との関係の存在に関し、大牟田警察署に照会することを承諾します。

記

役　職	(ふりがな) 氏　名	性 別	生 年 月 日
代表者			，　　，
			，　　，
			，　　，
			，　　，
			，　　，
			，　　，

備考１　この書面に記載された個人情報については、個人情報の保護に関する法律〔平成十五年法律第五十七号〕の規定により、上記以外の目的には使用しません。
２　裏面の記入要領を参照し、記載してください。

記　入　要　領

1　この書面には、次に該当する者を記載すること。

（1）株式会社については、取締役（代表取締役を含む。）及び執行役（代表執行役を含む。）

（2）合名会社又は合同会社については、社員

（3）合資会社については、無限責任社員

（4）社団法人又は財団法人については、理事（代表理事を含む。）

（5）（1）から（4）までに掲げる法人以外の法人については、（1）から（4）までに掲げる役職に相当する地位にある者

（6）法人格を有しない団体については、代表者及び団体の規約において重要な意思決定に直接関与することとされる者

（7）次に該当する場合は、（1）から（6）に掲げる者のほか、次の者

ア　支配人を置く場合は、支配人

イ　支店長、営業所長その他の者に契約事務を委任する場合は、支店長、営業所長その他の者

2　氏名は、戸籍に記載されている氏名を楷書で記載すること。

様式第４号

広告掲載内容審査申込書

令和　　年　　月　　日

広告入りおくやみハンドブックに掲載する広告の内容審査について、下記のとおり申し込みます。

申込みに当たっては、大牟田市広告掲載要綱、大牟田市広告掲載基準、大牟田市おくやみハンドブックの寄贈に関する要綱及び令和６年度大牟田市広告入りおくやみハンドブックに係る寄贈希望者募集要領を遵守します。

なお、詳細な広告掲載内容については別紙のとおりです。

寄贈決定者　住所又は所在地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

商号又は名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者職・氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

担当者職・氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電　話　番　号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

ファックス番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

大牟田市長　　様

様式第５号

承　　諾　　書

大牟田市広告掲載基準第５条第２０号の規定に反していないことを証明するため、大牟田市が市税納付状況調査を行うことを承諾します。

広告掲載希望者　商号又は名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

所　　在　　地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者職・氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代 表 者 住 所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電　話　番　号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

ファックス番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

令和　　年　　月　　日

大牟田市長　　様

様式第６号

役員等名簿及び照会承諾書

令和　　年　　月　　日

大牟田市長　関　好孝　殿
（ 市 民 生 活 課 ）

（届出者）　住所又は
所在地

商号又は名称

代表者職・氏名

当法人(団体)は、下記の役員名簿に相違ないことを誓約するとともに、当法人(団体)及びこの名簿に記載した者について、大牟田市広告掲載基準第５条１５条に係る確認のため、暴力団又はその構成員との関係の存在に関し、大牟田警察署に照会することを承諾します。

記

役　職	(ふりがな) 氏　名	性 別	生 年 月 日
代表者			，　　，
			，　　，
			，　　，
			，　　，
			，　　，
			，　　，

備考１　この書面に記載された個人情報については、個人情報の保護に関する法律〔平成十五年法律第五十七号〕の規定により、上記以外の目的には使用しません。
２　裏面の記入要領を参照し、記載してください。

記　入　要　領

1　この書面には、次に該当する者を記載すること。

（1）株式会社については、取締役（代表取締役を含む。）及び執行役（代表執行役を含む。）

（2）合名会社又は合同会社については、社員

（3）合資会社については、無限責任社員

（4）社団法人又は財団法人については、理事（代表理事を含む。）

（5）（1）から（4）までに掲げる法人以外の法人については、（1）から（4）までに掲げる役職に相当する地位にある者

（6）法人格を有しない団体については、代表者及び団体の規約において重要な意思決定に直接関与することとされる者

（7）次に該当する場合は、（1）から（6）に掲げる者のほか、次の者

ア　支配人を置く場合は、支配人

イ　支店長、営業所長その他の者に契約事務を委任する場合は、支店長、営業所長その他の者

2　氏名は、戸籍に記載されている氏名を楷書で記載すること。